

自転車 を安全に乗るために



5つの約束

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道通行ができる場合

歩行者・自転車専用標識等があるとき

児童又は幼児、70歳以上の高齢者及び身体に障害のある人が運転するとき

車道又は交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき(道路工事・連続駐車等)

2 自転車は、車道の左端を通行しよう

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で車道寄りをゆっくり走ろう

歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守ろう

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを必ず付けましょう。

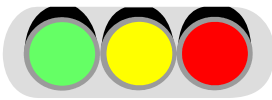
交差点では信号は必ず守り、一時停止と安全確認を忘れずに！

5 子どもはヘルメットをかぶろう！

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車のこんな行為は、**禁止**されています。

信号無視



自転車の信号無視は
大変危険です。

違反すると…

3月以下の懲役または5万円以下
の罰金

一時不停止



自転車も標識に従って一時停止
しなければなりません。

違反すると…

3月以下の懲役または5万円以下
の罰金

夜間の無灯火



夜間の無灯火は、車のドライバー等
から、発見されにくくなります。

違反すると…

5万円以下の罰金

二人乗り(幼児の特例あり)



自転車の二人乗りは違反です。

違反すると…

2万円以下の罰金または科料

傘差し



傘差し運転は不安定となるばかりか視界を妨げるため、大変危険です。

違反すると…

5万円以下の罰金

並進



2台以上の自転車が横に並んで通行するのは違反です。

違反すると…

2万円以下の罰金または科料

酒酔い運転



自転車も酒気を帯びて運転することは禁止されています。

酒酔い運転をすると…

5年以下の懲役または100万円

以下の罰金

歩行者通行妨害

歩道は歩行者の通行を妨害しないように通行しなければなりません。

違反すると…

2万円以下の罰金または科料